

## 2 働き方改革の推進について

人口減少社会において、我が国が持続的な成長を続けていくためには、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など誰もがいきいきと活躍できるよう、一人ひとりのニーズにあった働き方を実現することが急務となっている。

そのためには、長時間労働を前提にした仕事の進め方や、出産・育児や介護と仕事との選択を迫られるような社会の仕組みなど、これまで当然と思われてきた考え方を改めていく、働き方改革の推進が必要不可欠である。

こうした働き方改革を確実なものとするため、長時間労働の是正や年次有給休暇等の取得促進、さらにはテレワークの導入など柔軟な働き方の導入促進等、企業自らが実施する取組への支援が求められている。

また、旗振り役である行政組織自体も、働き方改革に意欲的に取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていくことが重要である。それに向けて、行政組織において、現行法令の枠にとらわれず、柔軟な発想で、新しい働き方を議論し制度構築につなげていく必要がある。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 企業自らが実施する「働き方改革」の取組に対してインセンティブを付与するなど、抜本的な対策を検討すること。「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- 2 民間企業で導入されている弾力的なフレックスタイム制などについて、地方公務員についても導入できるようにすること。

3 上記2以外に、新たな公務員の働き方実現に向け、制度面の課題が生じた場合には、法改正等を検討すること。